

農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について



農業委員会の委員の任期が平成31年3月31日に満了となります。

次期の委員（平成31年4月1日から3年間）を選出するため、下記のとおり委員を募集します。

（募集概要）

| 項目 | 農業委員 | 農地利用最適化推進委員 |
|---------------------|---|---|
| 募集人数 | 7人（うち、認定農業者が過半数、利害を有しない者1名） | 12人（定められた区域から各1名） |
| 募集期間 | 平成30年12月17日（月）～平成31年1月15日（火） 午後5時まで（当日消印有効） | |
| 募集資格 | <p>農業に関する識見を有し、農業委員会の職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者</p> <p>①玖珠町で農業を営んでいる者 ②玖珠町が設置する他の附属機関などの委員でない者</p> | <p>農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次のいずれにも該当する者</p> <p>①農業委員会が定める区域において、その区域内で農業を営む者または区域外で農業を営む場合にあっては区域内に住所を有する者 ②玖珠町が設置する他の附属機関などの委員でない者 ③地域農業に精通し、推進委員の業務を適切に行うことができる者</p> |
| 募集要項 応募様式 の配布 | <p>【配布期日】平成30年12月17日（月）から ※ホームページからもダウンロードできます。 【配布場所・応募先】農業委員会事務局（役場内） 〒879-4492 玖珠町大字帆足268番地の5</p> | |
| 募集方法 | <p>○所定の応募様式に必要な事項を記入し、持参又は郵便で、応募してください。 ○自薦・他薦のどちらでも応募できます。 ※他薦は個人3人以上の推薦、あるいは、団体などの推薦が必要です。</p> | |
| 主な業務 | <p>○農地の貸借・売買・農地転用許可などの審議 ○農地利用最適化推進委員と連携した現場活動 など</p> | <p>○農家の戸別訪問による農地の意向調査 ○農地の出し手と借り手の調整活動 ○農地パトロールによる耕作放棄地の発生防止・解消活動 など</p> |
| 任期 | 2019年（平成31年）4月1日から2022年3月31日までの3年間 | 農業委員会が委嘱した日から2022年3月31日までの約3年間 |
| 報酬 | 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による額 | |
| 兼務禁止 | 両方の委員へ同時に推薦・応募することも可能ですが、兼務はできません。 | |
| 選考 | 推薦及び募集に応じた者が定数を超えた場合は、選考委員会などを開催し、候補者を決定します。 | |
| その他 | <p>受付期間の中間及び期間終了後にホームページなどで推薦を受けた者及び応募した者に関する情報（氏名、職業、年齢、性別、農業経営の状況など）を公表しますので、あらかじめご承知おきください。</p> <p>根拠法令：農業委員会に関する施行規則第6条</p> | |

農地を農地以外にする場合には、許可が必要です。

手続きなどのお問い合わせは、農業委員会事務局まで！！